

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 学校政策課</p>
<p>担当者名 重本 佐代</p>	<p>電話番号 三二〇六</p>
<p>制定理由 県立学校及び教育機関へのIT資産管理システムの導入等により所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 平成二十四年度から徳島県教育情報ネットワークに接続される端末機器等を管理するIT資産管理システムが本格運用されること等に伴い、障害発生時の対応の迅速化を図るため、ネットワーク機器に関する管理区分を改めることとした。 二 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規</p>	<p>備</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 西池 氏裕

徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部を改正する訓令

徳島県教育情報ネットワーク運営規程（平成十八年徳島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第十二条中「ルータ」を「レイヤ2スイッチ」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>（障害が発生した場合の対応） 第六条 次の各号に掲げるものについて障害が発生した場合には、当該各号に定める者が対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 各機関のレイヤ2スイッチから上位のネットワーク機器 ネットワーク管理者 二 各機関のレイヤ2スイッチ配下のネットワーク機器 各機関の所属長 三 業務システム 業務システム所管所属長等 四 端末装置 端末装置を設置している所属長 <p>2 ネットワーク管理者及び業務システム所管所属長等は、あらかじめ、教育情報ネットワークに障害が発生した場合の対応に關して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（経費負担） 第十二条 教育情報ネットワークの経費については、次の各号に掲げる経費ごとに、当該各号に定める者が負担するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育情報ネットワークの運営及び各機関のレイヤ2スイッチから上位のネットワーク機器の維持管理に要する経費 ネットワーク管理者 二 各機関のレイヤ2スイッチ配下のネットワーク機器の維持管理に要する経費 各機関の所属長 三 業務システムの開発、変更及び廃止並びに運営に要する経費 業務システム所管所属長等 四 端末装置の維持管理に要する経費 端末装置を設置している所属長 <p>2 前項の規定にかかわらず、ネットワーク管理者、業務システム所管所属長等及び関係する端末装置を設置している所属長は、その協議により、別に経費の負担区分を定めることができる。</p>	<p>（障害が発生した場合の対応） 第六条 次の各号に掲げるものについて障害が発生した場合には、当該各号に定める者が対応するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 各機関のルータから上位のネットワーク機器 ネットワーク管理者 二 各機関のルータ配下のネットワーク機器 各機関の所属長 三 業務システム 業務システム所管所属長等 四 端末装置 端末装置を設置している所属長 <p>2 ネットワーク管理者及び業務システム所管所属長等は、あらかじめ、教育情報ネットワークに障害が発生した場合の対応に關して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（経費負担） 第十二条 教育情報ネットワークの経費については、次の各号に掲げる経費ごとに、当該各号に定める者が負担するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 教育情報ネットワークの運営及び各機関のルータから上位のネットワーク機器の維持管理に要する経費 ネットワーク管理者 二 各機関のルータ配下のネットワーク機器の維持管理に要する経費 各機関の所属長 三 業務システムの開発、変更及び廃止並びに運営に要する経費 業務システム所管所属長等 四 端末装置の維持管理に要する経費 端末装置を設置している所属長 <p>2 前項の規定にかかわらず、ネットワーク管理者、業務システム所管所属長等及び関係する端末装置を設置している所属長は、その協議により、別に経費の負担区分を定めることができる。</p>

徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正について

1. 概要

徳島県教育情報ネットワーク（以下「教育情報ネットワーク」という。）は、徳島県立総合教育センターを中心として、各県立学校、県庁（教育委員会事務局）、文化の森総合公園を結んだ教育用イントラネットである。平成16年11月から運用を開始し、平成18年度からは文化の森総合公園とも接続している。

このネットワークに関しては、「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」により、障害発生時の対応、ネットワーク機器の管理、安全対策等の運営に関する規定が定められている。

今回の改正については、平成24年度から徳島県教育情報ネットワークに接続される端末機器等を管理する「IT資産管理システム」が本格運用されること等に伴い、障害発生時の対応の迅速化を図るため、ネットワーク機器に関する管理区分を改めようとするものである。

【参考】教育情報ネットワークの活用状況

インターネットの閲覧、電子メールの送受信、ホームページの更新、テレビ会議システム、ポータルサイトにおける各種情報提供 など

2 改正内容等

教育情報ネットワークにおけるネットワーク管理者（徳島県立総合教育センター所長）と各機関の所属長とのネットワーク機器の管理区分（障害発生時の対応、経費負担）を「ルータ」から「レイヤ2スイッチ」に改める。

これに伴い、ネットワーク管理者がネットワーク接続に係る基幹的な機器を直接管理することができるようになり、障害発生時の原因の切り分け、故障機器の交換等の作業が迅速に行えるようになる。

【イメージ図】

